

台帳電話オプション約款

第1条 (適用関係)

1. 台帳電話オプション約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する「台帳電話オプション」(詳細は第2条に定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申し込み、当社がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。
2. 本約款に定めなき事項は、ぐるなび台帳約款(以下「原約款」という)が適用されるものとし、本約款と原約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。
3. 前項の定めに基づき本サービスの利用につき原約款を適用する場合、本約款における用語の定義は、次の各号に掲げるとおり読み替えて適用する。
 - (1) 「利用者」
第1項に定める「利用者」
 - (2) 「本サービス」
第2条に定める「本サービス」

第2条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - (1) 電話自動予約受付サービス
ユーザーから指定店舗への架電に自動音声にて応答するシステムを提供するサービス
 - (2) 着信顧客通知サービス
本システム上の顧客データに登録された電話番号から着信があった場合、本システム上に当該電話番号と紐付けられたユーザーにかかる情報(氏名、予約履歴等を含むがこれらに限られない)を表示する機能を提供するサービス
 - (3) 初期設定サービス
利用者が希望する場合、本サービスの導入に必要な設定等をサポートするサービス
 - (4) 前各号に付随関連するサービス
2. 当社は、当社の裁量で、本サービスの内容の全部または一部を変更することができる。

第3条 (本契約の成立および条件)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込み、当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申し込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本サービスの利用は、当社が提供するサービス「ぐるなびコールサービス」の利用を前提とするものであり、利用者が本申込書提出時において当該サービスを利用していない場合、当社は利用希望者による本サービスの利用にかかる申し込みを承諾しない。
4. 本約款に基づく利用希望者と当社との契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条 (本契約期間)

1. 本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から、当社が本サービスの利用にかかるメールを利用者に送信した日が属する月の翌月1日から起算して1年後の応当日の前日までとする。ただし、本契約期間満了日の30日前までに当社および利用者のいずれからも本契約の更新を希望しない旨の通知がなされない場合、本契約は同一条件にてさらに1年間自動的に更新されるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、原約款等に基づく当社と利用者との間の契約が終了した場合、当該契約の終了日をもって、本契約は終了するものとする。

第5条 (本サービス料)

1. 利用者は、本サービス利用の対価として、本申込書記載の利用料(以下「本サービス料」という)を支払う。
2. 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

第6条 (保証)

当社は、本サービスにつき、その有用性、特定目的への適合性その他一切の保証を行わない。

第7条 (本サービスの停止および中断)

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を、利用者に予告なく停止することができる。
 - (1) 利用者が本契約または原約款の定め違反したと当社が判断した場合
 - (2) 利用者の当社に対する対価等(本サービス料に限られず、当社と利用者の間におけるすべての契約に基づく対価を含む)の支払いが、当該対価等の支払期日を過ぎても当社にて確認できない場合
 - (3) 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (4) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
2. 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者が生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

第8条 (残存条項)

終了事由のいかんを問わず、第5条(本サービス料)の規定の効力は、本契約終了後においても存続する。

【電話転送サービスにかかる特約】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、利用者が、当社が別途提供する「掲載サービス」を利用していない場合に限り、適用される。

第2条 (転送先番号の変更)

1. 利用者は、電話転送サービスの利用開始後に転送先番号の変更を希望する場合、当社に対し当社所定の申請書を提出することによって転送先番号の変更を申請する。
2. 当社は、前項の申請を受けた後遅滞なく、転送先番号の変更手続を実施し、完了後に利用者に対し完了通知を行う。
3. 当社は、転送先番号の変更に起因しまたはこれに関連して利用者またはユーザーが生じた一切の損害につき、責任を負わないものとする。

第3条 (電話転送サービスにかかる保証)

当社は、利用者に対し、電話転送サービスについて次の各号に掲げる事項を保証しない。

- (1) 電話転送サービスが、利用者が電話転送サービス利用開始以前から利用していた通信機器およびこれに付帯する各種機能に何らの影響を及ぼさないこと
- (2) 電話転送サービスにかかる通話の品質
- (3) 転送先番号の変更手続申請後、当該手続が完了するまでの間、ユーザーからの架電連絡が正しく転送先番号へ転送されること

第4条 (適用除外)

本約款第3条(本契約の成立および条件)第3項は適用されないものとする。

以上
制定日:2018年9月4日
改定日:2021年8月3日